介護老人福祉施設くぬぎ台重要事項説明書

（令和８年８月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　社会福祉法人怡土福祉会　介護老人福祉施設くぬぎ台
・開設年月日　　平成１７年１０月１日
・所在地　　神奈川県横浜市保土ヶ谷区川島町１３６３−１
・ＴＥＬ　　０４５−３７０−５３２０
・ＦＡＸ　　０４５−３７０−５３２１
・管理者名　　施設長　　平山　義規
・介護保険指定番号　（介護老人福祉施設　１４７０６００９３１　号）

（２）事業の目的と運営方針

社会福祉法人怡土福祉会が開設する介護老人福祉施設くぬぎ台（以下「施設」という。）が行う、指定介護老人福祉施設事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある入所者に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを行う。

また、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努め、適切な介護技術をもってサービスを提供し、常に提供したサービスの質の管理・評価を行うとともに、入所者及び家族のニーズを的確に捉え、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。さらに、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（３）施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者	１人			管理・運営
医師		１人		医学的管理
生活相談員	2 人			生活相談
管理栄養士	１人			栄養管理
看護職員	７人			看護業務
介護職員	71 人	15 人	１１人	介護業務
機能訓練指導員	２人			機能訓練
事務員	１人			事務全般
介護支援専門員	２人			施設サービス計画作成
その他の職員				

（４）入所定員等

・定員１６０床

・施設のユニット数は１６ユニットとする。

・各ユニットの定員は１０名とする。

・災害等やむをえない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用できない。

２．サービス内容及び利用料その他の費用の額

（１）施設サービス計画の立案

（２）日常生活上の援助

（３）医学的管理・看護

（４）機能訓練サービス

（５）入浴（一般浴槽の他入浴介助を要する利用者には特別浴槽で対応）

（６）食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食　　7 時 30 分 ～ 8 時 00 分

昼食　　11 時 30 分 ～ 12 時 00 分

おやつ　15 時 00 分 ～ 15 時 30 分

夕食　　17 時 30 分 ～ 18 時 00 分

（７）相談・援助サービス

（８）レクリエーション・行事の実施

（９）その他入所者が適切なサービスを利用できる為の便宜の提供

・施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉サービスを提供した場合、入所者から利用料の一部として、当該施設サービス費用基準額から指定介護福祉サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

・ 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

・前項の支払を受ける額のほか、別紙利用料金表に掲げる項目については、別に料金の支払を受けるものとする。
・前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に文書を交付して説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

３．協力医療機関

治療を必要とする入所者のために協力医療機関を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

（１）協力医療機関

名　称：医療法人社団朝菊会クリニック池辺
住　所：神奈川県横浜市都筑区池辺町２２１８
診療科：消化器科、内科、肛門科、リハビリテーション科

名　称：東戸塚記念病院
住　所：神奈川県横浜市戸塚区品濃町５４８－７
診療科：内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、形成外科、眼科
循環器科、泌尿器科、麻酔科、肝臓病センター

（２）協力歯科医療機関

名　称：医療法人社団　ユニメディコ　藤が丘マイスター歯科クリニック
住　所：神奈川県横浜市青葉区藤が丘 1-25-9
診療科：歯科/矯正歯科/小児歯科/歯科口腔外科

◇緊急時の連絡先

なお、緊急時の場合には「同意書」に記載のある連絡先に連絡するものとする。

４．施設利用に当たっての留意事項

・入所者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
・入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
・入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。
・入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
・入所者は施設内で次の行為をしてはならない。
（１）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
（２）けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
（３）施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
（４）指定した場所以外で火気を用いること。
（５）故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

・入所者は、サービスに係る利用料等の当該サービスを利用した月の翌月末日までに速やかに支払うものとする。
・入所にあたり入所者は施設と利用契約を締結する。契約の有効期限は要介護認定の有効期限と同じだが、入所用件が満たされていれば、自動的に更新する。
・入所者は、理由の如何を問わずいつでも契約を解除することができる。
・以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了する。
（１）他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護事業所等へ入所した場合
（２）介護認定区分が、非該当・要支援となった場合
（３）死亡または被保険者資格を喪失した場合
・以下の場合は、施設から通知の上契約を解除する。
（１）施設で実施される入所検討委員会において、退所して自宅で生活ができると判断された場合
（２）サービスの利用料金を３ヶ月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず１０日以内に入金がない場合。
（３）医療機関へ入院し、明らかに３ヶ月以内に退所できる見込みがないことが判明した場合。または、３ヶ月を経過しても退院できない場合。
（４）やむを得ず、施設を縮小または閉鎖する場合。
（５）他の入所者に対し暴力行為等が見られ、共同生活を送ることが困難であると判断した場合。
（６）平成２７年４月１日以降に入所された方については、要介護１・２であって、特例入所要件に該当しなくなった場合には退所しただく場合があります。
平成２７年４月１日以降に要介護３以上で入所され、要介護1・2に改善した場合にも同様です。

５．非常災害対策
・施設は、非常災害に備えて必要な設備（スプリンクラー・消火器・防火扉・非常用自動通報装置）を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
・非常災害に備え、年２回程度、避難、救出その他必要な訓練等を行う。

６．身体拘束の禁止
・施設は、サービスの提供にあたり、入所者本人もしくは他の入所者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、入所者の身体を拘束することは行わない。緊急やむを得ず、入所者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を書面等に記録し、閲覧に供する。

７．高齢者虐待の防止

・入所者等の人権擁護、虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

（１）研修を通じて職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

（２）職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が入所者等の権利擁護に取り組める環境整備に努める。

・行政機関への虐待相談窓口

横浜市健康福祉局高齢施設課　　TEL：０４５－６７１－３９２３

横浜市健康福祉局事業指導室　　TEL：０４５－６７１－２３５６

８．要望及び苦情等の相談

・施設は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、施設長、介護支援専門員、または担当生活相談員が受付窓口となり、事実関係調査の実施、改善措置、入所者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

責任者　平山　義規（施設長）、瀬筒　健介(副施設長)

担当者　鈴木豪、田畑あずさ（介護支援専門員）、

角川聡、小倉和丸（生活相談員）

・第三者委員

怡土福祉会評議員　　神前　悦典　(092-806-2684)

野村　宗幸　(090-6127-9159)

・行政機関への問合せ先

神奈川県国民健康保険団体連合会　TEL：045-453-6221

横浜市保土ヶ谷区福祉保健センター　TEL：045-334-6262

横浜市福祉調整委員会　TEL：045-671-4045

横浜市はまふくコール（横浜市苦情相談コールセンター）　TEL：045-263-8084

９．秘密の保持

・職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

・職員に対しては、退職後も、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる為、雇用契約の内容とする。

・居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入所者の同意を得る。

１０．事故発生時の対応

・施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

・施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

１１．従業者の研修

・施設は従業者の資質の向上を図るため、採用時３ヶ月以内、また、１年に１回以上研修の機会を確保する。

１２．その他

・当施設についての詳細は、パンフレットを用意致しておりますので、ご請求下さい。

介護老人福祉施設くぬぎ台重要事項説明同意書

介護老人福祉施設くぬぎ台を入所利用するにあたり、介護老人福祉施設重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し交付を受けました。

年　　月　　日

＜利用者＞
住　　所
氏　　名　　印

＜家族等＞
住　　所
氏　　名　　印

介護老人福祉施設くぬぎ台
施設長　殿

【緊急連絡先】

氏　　名	（続柄　　）
住　　所	〒
電話・FAX・携帯	TEL：　　FAX： 携帯電話：

【請求書送付先】

氏　　名	（続柄　　）
住　　所	〒
電話番号	

別紙

介護老人福祉施設くぬぎ台　利用料金表（1日あたり）

令和8年8月1日現在
※地域加算含む

	項目	単位	金額（円）	備考
介護報酬に係る費用	要介護1	670	719	ユニット型介護福祉施設サービス費
	要介護2	740	794	
	要介護3	815	874	
	要介護4	886	950	
	要介護5	955	1,024	
加算項目	初期加算	30	33	入所後30日間のみ
	日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46	50	前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護度4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又はたんの吸引等が必要な割合が15%以上であり、介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置しているための加算
	看護体制加算（Ⅰ）	4	5	常勤の看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算（Ⅱ）	8	9	看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算
	夜勤職員配置加算（Ⅳ）	21	23	夜勤帯（17時～翌9時）における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること及び夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しているための加算
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	13	個別機能訓練計画を作成し機能訓練を行っているための加算
	個別機能訓練加算（Ⅱ） （※月1回算定）	20	22	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用するための加算
	口腔衛生管理加算（Ⅰ） （※月1回算定）	90	97	口腔衛生管理体制を整備し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による助言及び指導のもと口腔衛生の管理を行うための加算
	口腔衛生管理加算（Ⅱ） （※月1回算定）	110	118	口腔衛生管理の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用するための加算
	科学的介護推進体制加算（Ⅱ） （※月1回算定）	50	54	心身の状況、疾病の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって適切かつ有効に必要な情報を活用するための加算
	安全対策体制加算 （※入所時に1回算定）	20	22	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しているための加算
	協力医療機関連携加算 （※月1回算定）	50	54	協力医療機関との連携体制を構築し、より適切な対応を行う体制を確保するための加算
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） （※月1回算定）	10	11	医療機関との連携の上で新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保し、一般的な感染症の発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応することで感染拡大を防止するための加算
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） （※月1回算定）	5	5	医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養、また他の入所者への感染拡大を防止するための加算
	新興感染症等施設療養費	240	258	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った場合に1月に1回、連続する5日を限度に算定
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ） （※月1回算定）	10	11	介護現場における生産性の向上の取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するための加算
	若年性認知症入所者受入加算	120	129	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	215	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した場合
	外泊時費用	246	264	入院及び外泊時に施設サービス費に代えて、ひと月に6日を限度に算定
	在宅復帰支援機能加算	10	11	在宅復帰に向けて、ご家族様、指定居宅介護支援事業者と居宅サービスの利用に関する調整等を行った場合
	退所時相談援助加算	400	429	退所時に相談援助等を行った場合
	退所前連携加算	500	536	退所に先立って退所後の指定居宅介護支援事業者と調整を行った場合
	退所時情報提供加算	250	268	医療機関へ退所した際、医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合、1回に限り算定
	退所時栄養情報連携加算	70	75	厚生労働大臣が定める療養食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際、退所先に対して栄養管理に関する情報を提供した場合、1月につき1回に限り算定
	経口移行加算	28	30	経管栄養の入所者様で経口移行計画に基づき栄養管理を行った場合
	療養食加算※1食あたり	6	7	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	―	―	所定単位数に加算率17．6%を乗じた単位数
居住費等	居住費 （建設費用、光熱水費、修繕・維持費用）		2,760	第4段階の方
			1,470	第3段階②の方
			1,370	第3段階①の方
			880	第2段階の方
			880	第1段階の方
	食費		1,545	第4段階の方
			1,420	第3段階②の方
			680	第3段階①の方
			390	第2段階の方
			300	第1段階の方
その他費用	健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）		実費	
	薬価収載されていない医療材料費			
	理美容代			
	私物洗濯代（外部業者に出すクリーニング代）			
	利用者の希望する日用品 （利用者が自ら持込む物品以外）			
	クラブ活動にかかる物品代			
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等			
	レクリエーション等にかかる物品代			
	協力医療機関以外の通院にかかる交通費			
	死亡診断書作成料		5,500	

※入院等の理由により月7日以上外泊された場合、7日目から施設に戻る前日までの居住費は減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきます。

※居住費等の利用者負担段階区分

・第1段階　生活保護を受給されている方、市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方で預貯金等の合計額が1,000万円以下
（配偶者がいる場合は夫婦の合計額が2,000万円以下）の方

・第2段階　市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下の方で預貯金等の合計額が650万円以下
（配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,650万円以下）の方

・第3段階①　市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円超120万円以下で預貯金等の合計額が550万円以下
（配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,550万円以下）の方

・第3段階②　市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で預貯金等の合計額が500万円以下
（配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,500万円以下）の方

・第4段階　第1～3段階以外の方